

議案第99号

地方独立行政法人大阪産業技術研究所の役員等の損害賠償責任の最低責任限度額に関する協議について

地方独立行政法人大阪産業技術研究所について地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第19条の2第4項の規定により設立団体の条例で定めるものとされている当該法人の役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）の当該法人に対する損害賠償責任の最低責任限度額を、法第123条第2項の規定に基づき、大阪府と協議して次のとおり定める。

1 役員等の最低責任限度額

当該役員等の地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第3条の2第1項に規定する基準報酬年額に、次の(1)から(3)までに掲げる役員等の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める数を乗じて得た額

- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事又は会計監査人 2

2 最低責任限度額を定める日

令和2年4月1日

令和2年2月28日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

地方独立行政法人大阪産業技術研究所の役員等の当該法人に対する損害賠償責任の最低責任限度額を定めるため、大阪府と協議する必要があるので、地方独立行政法人法第123条第3項の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方独立行政法人法（抄）

(役員等の損害賠償責任)

第19条の2 省 略

2－3 省 略

4 前2項の規定にかかわらず、地方独立行政法人は、第1項の責任について、設立団体が地方独立行政法人の事務及び事業の特性並びに役員等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して政令で定める額以上の額を条例で定めている場合には、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、当該役員等が賠償の責任を負う額から、当該条例で定める額を控除して得た額を限度として設立団体の長の承認を得て免除することができる旨を業務方法書で定めることができる。

5 省 略

(設立団体が2以上である場合の特例)

第123条 省 略

2 設立団体が2以上である場合において、第6条第4項、第13条第4項後段及び第6項第2号、第19条の2第4項、第22条第2項、第26条第1項及び第2項第7号、第27条第1項、第28条第2項、第34条、第35条第1項後段、第40条第6項、第44条第1項、第46条、第56条の2第1号及び第2号、第78条の2第2項、第87条の9第1項及び第3項第7号、第87条の10第1項第2号及び第2項並びに第87条の20第4項の規定により条例又は規則で定めるものとされている事項は、当該設立団体が協議して定めるものとする。

3 設立団体は、前項の規定により協議して定めようとする場合において、当該事項が第6条第4項、第19条の2第4項又は第44条第1項の規定により条例で定めるものとされている事項であるときは、あらかじめ、それぞれ議会の議決を経なければならない

い。

4－5 省 略